

重要事項説明書

「通所介護・予防専門型通所サービス」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(名古屋市指定 第 2371003019 号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付	8
7. 第三者評価の実施状況	8
8. 虐待・身体拘束の防止	8
9. 衛生管理等	9
10. ハラスメント防止	9
11. 業務継続計画の策定等	9
<付属文書>	11~14

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 さわやからいふ |
| (2) 法人所在地 | 愛知県名古屋市中川区柳島町4丁目16番地 |
| (3) 電話番号 | 052-364-6001 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 出口 明美 |
| (5) 設立年月 | 平成11年6月21日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護事業所 平成24年4月1日指定
予防専門型通所サービス 平成28年6月1日指定
指定 2371003019 号
- (2) 事業所の目的 利用される方の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活全般にわたる援助及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (3) 事業所の名称 さわやからいふ デイサービスまほろば
- (4) 事業所の所在地 愛知県名古屋市中川区柳島町4丁目16番地
- (5) 電話番号 052-364-6007
- (6) 事業所長 勝野 隼
- (7) 当事業所の運営方針 心身の状況やその環境に応じて、利用される方の意向を尊重し、適切なサービスが効率的に提供されるよう配慮して行うとともに、中川区地区自治体、居宅介護支援事業者及び、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成24年4月1日
- (9) 利用定員 26人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 名古屋市中川区・中区・中村区・熱田区

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月、火、水、木、金、土 但し年末年始を除く
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 9時45分～15時50分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤・非常勤	指定基準
1. 事業所長	常勤	1名
2. 介護職員	常勤	1名以上
3. 介護職員	非常勤	4名以上
4. 生活相談員	常勤	1名以上
5. 生活相談員	非常勤	1名以上
6. 看護職員	非常勤	2名以上
7. 機能訓練指導員	非常勤	2名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：30
2. 機能訓練指導員	週に1日 2時間

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割～7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ①食事（居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。但し、食事提供費用は別途いただきます。）
 - ・当事業所では、比較的年齢の高い者が高齢者の好む味付けで料理を行い、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）
12：00～13：00
- ②入浴
 - ・入浴又は清拭を行います。
- ③排泄
 - ・ご契約者の排せつの介助を行います。
- ④機能訓練
 - ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤レクリエーション
 - ・ご契約者の心身の機能減退の防止を目的としたレクリエーションを行います。
- ⑥送迎サービス
 - ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

〈サービス利用料金〉（契約書第6条参照）

【予防専門型 通所サービス費 1ヶ月】 1単位=10.68円

要支援1	1798 単位
要支援2	3621 単位

※ 送迎料金・入浴料金は基本料金に包括。

【通所介護費 1日】

契約時間 6時間以上 - 7時間未満 1単位=10.68円

要介護1	584 単位
要介護2	689 単位
要介護3	796 単位
要介護4	901 単位
要介護5	1008 単位

※ 送迎料金は基本料金に包括。

【介護職員等処遇改善加算】

介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員等処遇改善加算Ⅱ …………… 9.0%

利用者の1月のご利用総単位数（基本単位数に各種の加算減算を加えた単位数）に、上記%を乗じた後に利用額を計算し、その利用者負担割合がご負担金額となります。

【感染症・災害時の特例加算】

感染症や災害の影響により、月の延べ利用者数の実績が、前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合に3ヶ月間、基本法集について所定の単位数の3%に相当する単位数を算定する。

また、加算算定後も延べ利用者数の実績の減少が継続している場合は、更に最大3ヶ月間、基本報酬について所定の単位数の3%に相当する単位数を算定する。

※回復した場合はその月の翌月をもって算定終了する。

<その他加算 / 減算> 【介護のみ】

	項 目	内 容	単位数
加 算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が基準以上配置されている場合	I = 22 単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		II = 18 単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		III = 66 単位
	（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを加算		（1回につき）
	入浴介助加算	入浴中の利用者に対し介助を行った場合	I = 40 単位
	（Ⅰ）か（Ⅱ）のいずれかを加算		II = 55 単位 （1日につき）
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	計画に基づいて機能訓練を行った場合	イ = 56 単位
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	計画に基づき心身の状況をより重視した機能訓練を行った場合	ロ = 76 単位
	イ または ロ のいずれかを加算		（1日につき）
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）に上乗せして算定。利用者の機能訓練計画内容等の情報を厚生労働省に提出、分析・改善内容のフィードバックを活用し、計画の見直し等を実施した場合	20 単位 （1月につき）
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に対し、担当者を決めてサービスを提供した場合	60 単位 （1日に付き）
	ADL維持等加算（Ⅰ）	一定期間にADL（日常生活動作）の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合	I = 330
	ADL維持等加算（Ⅱ）		II = 60 単位 （1月につき）
	（Ⅰ）か（Ⅱ）のいずれかを加算		
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上サービス開始当初から3ヶ月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、引き続き必要と認められる場合	I = 150 単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）	II = 160 単位 （2回/1月につき）		
科学的介護推進体制加算	利用者情報を厚生労働省に提出、分析・改善内容のフィードバックを活用し、計画の見直し等を実施した場合	40 単位 （1月につき）	
減 算	送迎を行わない場合の減算	送迎を行わない場合の減算	-47 単位 （片道）
	同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者、又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	-94 単位 （1日につき）
	業務継続計画（BCP）未策定減算	感染症や被害災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常位の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合 ※令和7年3月31日までの間は減算を適用しません（経過措置1年間）	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生または、その再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

<その他加算 / 減算> 【予防専門型のみ】

	項目	内容	単位数		
加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士が基準以上配置されている場合	Ⅰ	・事業対象者 ・要支援1	88単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			Ⅱ	・事業対象者 ・要支援1
			・事業対象者 ・要支援2		144単位
			サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	Ⅲ	
	・事業対象者 ・要支援2				48単位
	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 運動器機能向上及び口腔機能向上		従来の運動機能向上加算に加え、口腔機能向上加算を週1回以上提供し、更に月に2回以上実施した場合	480単位 (1月につき)	
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者に対し、担当者を決めてサービスを提供した場合	240単位 (1日につき)		
	口腔機能向上加算（Ⅰ） 口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上サービス開始当初から3ヶ月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、引き続き必要と認められる場合	Ⅰ Ⅱ	150単位 160単位	(1日に付き)
	科学的介護推進体制加算	利用者情報を厚生労働省に提出、分析・改善内容のフィードバックを活用し、計画の見直し等を実施した場合 (Ⅰ)から(Ⅲ)のいずれかを加算	40単位 (1月につき)		
	減算	同一建物居住者等減算	事業所と同一建物に居住する者、又は同一建物から利用する者に通所サービスを行う場合	週に1回程度利用の場合	
- 376単位/月					
週に2回以上利用の場合					
- 752単位/月					
業務継続計画（BCP）未策定減算		感染症や被害災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常位の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合 ※令和7年3月31日までの間は減算を適用しません（経過措置1年間）	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算		
	高齢者虐待防止措置未実施減算		虐待の発生または、その再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	

介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の利用者の負担割合に応じた額が利用者負担金となります。

介護保険適用がない場合や介護保険での給付範囲を超えたサービス費は、全額が利用者の負担となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料と提供（食提供費用）

ご契約者に提供する食事の材料及び、提供にかかる費用です。

料金：1回あたり691円

②レクリエーションの材料費

料金：実費をご負担いただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合には交付します。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

愛知銀行 豊成支店 普通預金 761163 株式会社さわやからいふ

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

集金代行サービス：三井住友カード株式会社（旧セントラルファイナンス）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 勝野 隼

TEL 052-364-6007

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・各区役所 福祉課

中川区役所 福祉課 052-363-4327

・愛知県国民健康保険団体連合会

介護サービス相談室 052-971-4165

・名古屋市役所

介護指導課 052-959-3087

7. 第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価の実施状況 無

8. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化（担当者） 勝野 隼

(2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市

町村に通報します。

(7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

9. 衛生管理等

(1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. ハラスメント防止・契約解除について

本事業所では、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。また、利用者または利用者の家族等が事業者またはサービス従事者等に対して下記の様なハラスメント行為を行い、改めるよう勧告されたにもかかわらず改めなかった場合には、契約を解除することができる。

(1) 身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為

具体例:コップを投げつける／蹴られる／唾を吐く

(2) 精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

具体例:大声を発する／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

(3) セクシャルハラスメント…意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

具体例:必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／入浴介助中、あからさまに性的な話をする

11. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

さわやからいふ デイサービスまほろば

説明者職名 管理者

氏名 勝野 隼

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

家族

続柄 ()

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 木造 2 階建て 1 階部分
- (2) 建物の延べ床面積 226.54 m²
- (3) 事業所の周辺環境 一筋中に入った住宅街にあり、南向きで日当たり良好です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

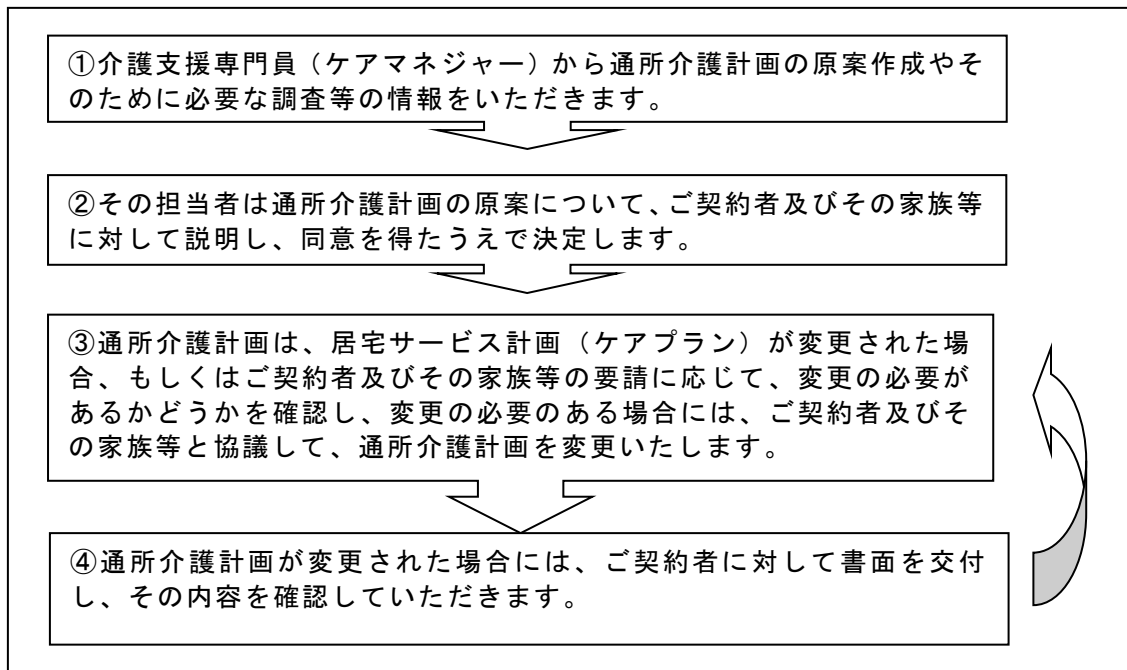
生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

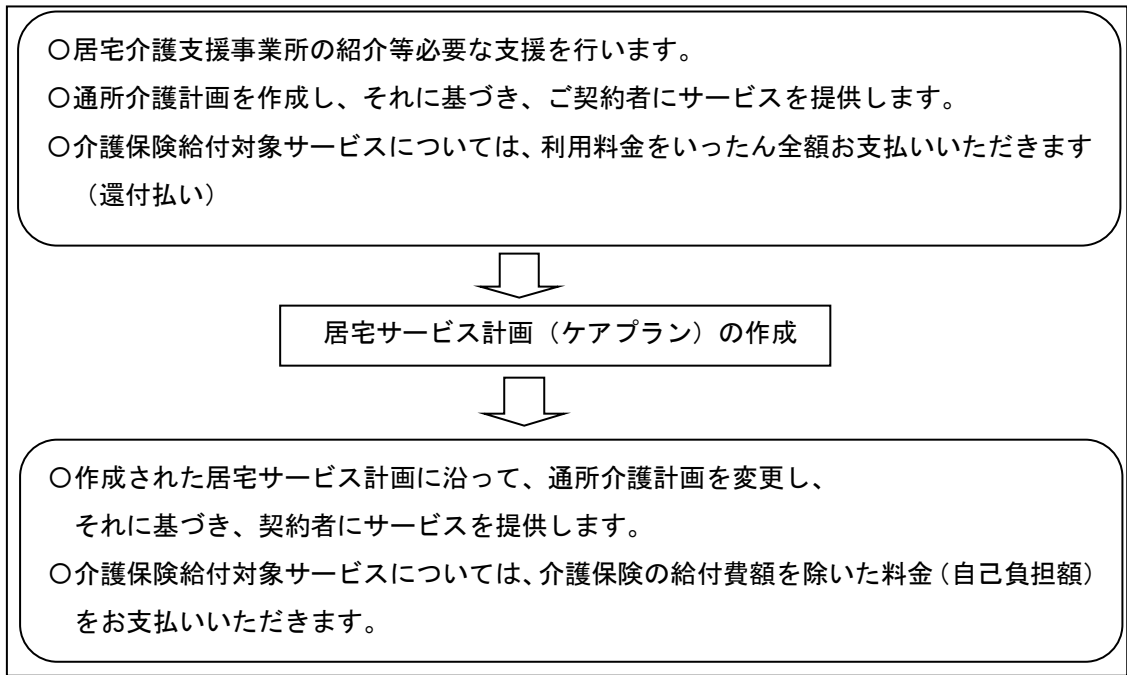
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

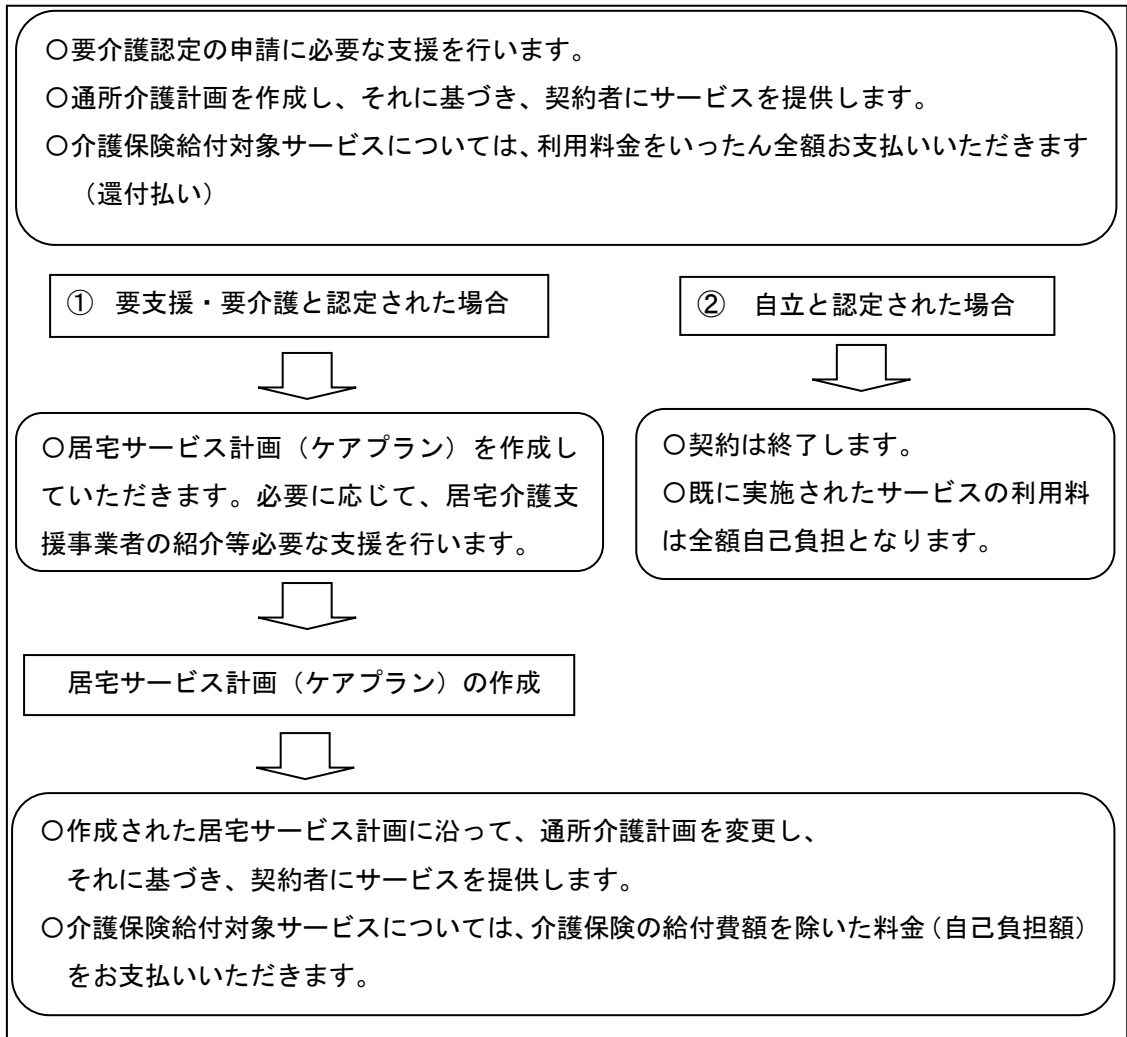


- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

- ① 要介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所敷地内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 15 条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 3 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上（※最低 3 か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。